

第33回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年2月20日(月) 午後3時58分から午後4時30分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	内田紀吉		
委員	1番	白石敏雄	2番	鈴木英子
	3番	齋藤典子	4番	和氣操
	5番	格和薫	6番	大島正良
	7番	平久井順一	8番	増淵由男
	9番	渡邊浩正	10番	永島誠一
	11番	齋藤好友	12番	石下福一郎
	13番	八木澤寛夫	14番	柳田実

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 非農地証明願いについて
- (4) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (5) 農地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	津久井 保
局長補佐	坪山好治
副主幹	高塩康幸

8 会議の概要

- 内田会長 本日は、ご苦労さまです。
本日は、出席委員が現在15名であり、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。
それでは、ただいまから第33回矢板市農業員会総会を開催します。
- 議 長
(内田会長) これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。
会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)
- 議 長 ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。
それでは、5番格和委員、10番永島委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)
- 議 長 異議なしと認め、5番格和委員、10番永島委員を議事録署名委員といたします。
続いて、付議事件(2) 議案第1号、第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局長 それでは、議案書の1ページをご覧下さい。(議案書により説明)
議案第1号は、宅地分譲のため申請した案件です。議案第2号は、太陽光発電用地とするため申請した案件です。以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
次に、本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班第4班、班長6番大島委員にお願いします。
- 6番大島委員 委員番号6番の大島です。本日午前10時から、委員4名、事務局2名の計6名で、農地法第5条を2件、非農地証明願い2件の計4件の現地調査を実施いたしました。問題ないと見て参りましたが、詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方の慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。
- 議 長 現地調査の総括的な報告が終わりました。
次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、3番齋藤委員にお願いし

ます。

3 番齋藤委員

3 番の齋藤です。現地案内図の 1 ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第 1 号は、区画整理地内の畑となっているため何ら問題はないと見ましたが、ご審議お願いします。

議 長

ありがとうございました。次に議案第 2 号の現地調査の詳細な報告を、5 番格和委員をお願いします。

5 番格和委員

5 番の格和です。現地案内図の 2 ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第 2 号は、現在、畑となっておりますが、場所的に問題はないと見ましたが、ご審議お願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは議案第 1 号、第 2 号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(ありませんの声有り)

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

それでは、議案第 1 号、第 2 号について原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件 (3) 議案第 3 号、第 4 号 非農地証明願いについてを議題に供します。では、事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の 2 ページをご覧ください。(議案書により説明)

議案第 3 号は、昭和 60 年頃から宅地の一部として花木を植えたりし利用してきたため申請された案件であります。議案第 4 号は、平成 6 年から住宅敷地の一部として利用していたため申請された案件です。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第 3 号の現地調査の詳細な報告を、5 番格和委員をお願いします。

5 番格和委員

5 番の格和です。現地案内図の 3 ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地は、花木が植えてあります。その他は、宅地として利用してい

る状況になっております。問題ないと見ましたが、皆様のご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、10番永島委員にお願いします。

10番永島委員

10番の永島です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地は、地目は田であります。すでに庭木が植えてあり年数も経っております。問題ないと見ましたが、皆様のご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査報告が終わりました。それでは議案第3号、第4号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑意見等がございましたらお受けします。

(ありませんの声有り)

議 長

議案第3号、第4号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(4) 議案第5号から議案第53号 農用地利用集積計画に係る意見決定を議題に供します。ます。

事務局長

それでは、議案書の3から7ページをご覧ください。議案第5号から議案第22号は利用権の設定、議案第23号から議案第53号は農地中間管理機構を利用する利用権設定となっております。

【議案第5号から議案第53号を議案書をもとに朗読】

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第5号から第53号について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(質問、意見なし)

議 長

議案第5号から議案第53号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(5) 農地利用配分計画(案)に係る意見聴取についての議案第54

号、第55号を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の8ページをご覧下さい。先ほどの利用権設定で説明しましたものの配分計画となっております。(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第54号、第55号について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(質問、意見なし)

議 長

原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

- ・平成29年度矢板市農業委員会年間活動計画(案)を別紙のとおりとさせていただきます。
- ・東京電力パワーグリッド㈱の新幹線上横断線の張替工事に伴う一時転用の事業計画書が提出されましたので、ご覧ください。
- ・検討会で決定した農作業標準賃金について、別紙のとおり農家に配布しました。

議 長

それでは以上を持ちまして、第33回農業委員会総会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

内 田 紀 貴

議 事 録 署 名 委 員

永 島 誠 一

議 事 録 署 名 委 員

格 和 薫,